

## 11 労働省担当部門

### 8519-04 労働者派遣サービス

#### 1. 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	労働者派遣事業の事業報告の集計結果 (元, 2年度)	労働省	
2	労働者派遣事業に関する調査	"	特別調査
3	サービス産業投入調査	総務庁	"
4	サービス業基本統計組 替集計	"	組替集計
5	本社等の活動実態調査	"	特別調査

#### 2. 生産額

資料1の売上高を暦年換算した。

#### 3. 投入額

資料2より従業者1人当たりの年間経費及び年間労働費用を求め、これにより主に推計を行い、また資料3及び4のサービス業関連のデータも参考にした。

#### 4. 産出額

資料2より派遣先産業別年間労働者派遣売上高を求め、大枠での産出額を推計し、資料5の各部門の労働者派遣サービスへの投入額を基に基本分類への配分を行った。

## 第2節 最終需要部門

### 1 経済企画庁担当部門

#### 9110-00 家計外消費支出(列)

##### 1. 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報	経済企画庁	
2	産業連関表(60年)	総務庁	

##### 2. 生産額

生産額(コントロール・トータル)は、粗付加価値部門の家計外消費支出である宿泊・日当、交際費及び福利厚生費の合計値によった。

##### 3. 投入額

部門毎の家計外消費支出額は、60年産業連関表の購入者

価格に、昭和60年から平成2年の各部門毎の国内需要の伸び率を乗じ、この構成比にコントロール・トータルの金額を乗じることで暫定値を求めた。次に、本来1列である家計外消費支出(列部門)を行部門に対応するよう3列(宿泊・日当、交際費、福利厚生費)に分割し、各部門がどの列に対応するか、各列ベクトルのバランスはどうか検討した。その結果、60年表には現れていないが投入があると思われる部門、逆に家計外消費支出にはなじまないと思われる部門、投入額が大きすぎる(小さすぎる)と思われる部門等がみられたため、それらの部門については産出側との調整の中で検討することとした。

なお、昭和60年から平成2年への部門毎の国内需要の伸びは国民経済計算体系のコモディティ・フロー法(詳細は「9121-00家計消費支出 2.生産額及び3.投入額」を参照)により求めた。

#### 4. 推計上の問題点

推計方法からもわかるとおり、家計外消費支出の推計については、投入側、産出側とも十分な推計資料がなく、前回産業連関表の計数を推計の出発点とせざるを得ない。しかし、産業構造の変化や、品目構成の変化等を考慮すれば、前回産業連関表の計数のみを基礎資料とすることは問題が多いため、産出側の商品知識や計数のバランス、家計外消費支出の行部門との対応、さらには、家計消費支出との比較等を考慮して、十分な調整を行う必要がある。

#### 5. 備考

##### (1) 産出側との調整

家計外消費支出については、産出側にも十分な資料がないため、投入側の推計値を提示し、産出側のバランス等を考慮して調整した部門が多い。また、家計消費支出又は家計外消費支出のみに振り向けられる部門で家計消費支出との比率等を見直した部門についても、産出側と調整を行い計数を決定した。そのため、60年表と比べ構成比率がかなり変わった部門(郵便、道路貨物輸送等)がある。

##### (2) 粗付加価値部門との調整

最終需要部門の家計外消費支出は、粗付加価値部門の家計外消費支出(宿泊・日当、交際費、福利厚生費の合計値)と一致しなければならないが、この調整は、粗付加価値部門の家計外消費支出の分類不明への産出で行われた。

9121-00 家計消費支出

1. 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	作物統計	農林水産省	
2	生産農業所得統計	"	
3	第67次農林水産省統計書	"	
4	漁業養殖業生産統計年報	"	
5	物財統計	"	
6	農村物価指数	"	
7	工業統計表(品目編)	通商産業省	
8	工業統計表(産業編)	"	
9	資源統計年報	"	
10	紙・パルプ統計年報	"	
11	エネルギー生産・需給統計年報	"	
12	鉄鋼統計年報	"	
13	機械統計年報	"	
14	物価指数年報	日本銀行	
15	消費者物価指数年報	総務庁	
16	地方公営企業年鑑	自治省	
17	商業統計表(63年)	通商産業省	
18	商業動態統計月報(元, 2年)	"	
19	商業実態基本調査(61年)	"	
20	法人企業統計年報(元, 2年)	大蔵省	
21	陸運統計年報	運輸省	
22	国税庁統計年報書	国税庁	
23	商業統計表(一般飲食店)(元年)	通商産業省	
24	事業所統計(全国編)(61, 3年)	総務庁	

2. 生産額

家計消費支出の生産額(コントロール・トータル)の推計方法は、45年表までと50年表以降とは異なっている。

すなわち、45年表までは、国民所得統計における家計消費支出の推計方法が、家計調査報告等を用いて推計する支出接近法を採用していたため、産業連関表の家計消費支出の投入側の推計値は、コントロール・トータルを家計調査

等により求めるとともに、部門毎の家計消費額も、家計調査の品目別支出額等により推計されていた。一方、産出側からも家計消費支出の推計が行われるので、この産出側推計値と、先に求めた投入側の推計値を調整することにより、最終的な家計消費支出が決定されていた。50年表からは、経済企画庁において、国民所得統計から国民経済計算体系(1968SNA)に移行したことに伴い最終需要部門の推計も、物的推計方法の一つであるコモディティ・フロー法(以下、コモ法と略す)による推計方法に改められた。このため、産業連関表の投入側推計値も、コモ法による推計値をもとに推計されることとなった。ただし、特定の消費(電力等)に関しては、1968SNA概念による支出接近法の計数を勘案して、一次推計値としているものもある。

コモ法とは、細分化(60年基準で2,154品目)された各商品毎の国内生産(あるいは出荷)、輸出入、在庫品増減をもとに、あらかじめ設定した流通経路において、別途、推計された各流通段階毎の配分比率、運賃率、マージン率により取引が行われた場合、最終的に各商品がどのように需要[中間需要向け(中間消費、建設向け)、最終消費向け(家計消費、固定資本形成)]されるかを金額ベースで推計する方法である。

コモ法は、産出額(出荷額)から最終需要等を推計することや、商業マージン、国内貨物運賃が、産業としての商業、運輸業の生産額として別途求められる点で、産業連関表の推計方法と類似している。しかし、推計資料の制約等から、最終需要項目への配分比率が多くの品目で基準年次の産業連関表の部門別産出比率に固定されている等の問題を抱えている。もちろん、コモ法では、商品を細分化することにより配分比率の固定化による歪みを極力排除している。また、需要先の変動の大きい乗用車の配分比率を年々変化させたり、さらに、電力、郵便等のサービス関連商品を、家計調査報告等により推計した配分比率に置き換える等の調整を行っている。

3. 投入額

コモ法における商品分類(2,154)を産業連関表行部門に対応させ、各商品の家計消費支出額を足し上げ投入側の一次推計値とした。

4. 推計上の問題点

○ 屑・副産物

コモ法では、屑・副産物推計において、関連する商品の需要額に昭和60年産業連関表の屑・副産物発生比率(固定比率)を乗ずることにより求める、という簡略な推計方法を用いている。そのため、屑の取引単価の変化等を反映していない。2年表における行部門担当側の推計では、屑の単価の見直しをした結果、60年表に比べ低

下したため、発生側と行部門別担当側の推計値は大きく乖離した。

5. 備考

○ 調整過程

産出側に「家計向け」の計数が取れる資料等がある場合は産出側の計数を優先した。しかし、産出側に十分な推計資料がない場合はコモ法推計結果を投入側の推計値として提示することにより、産出側の推計値を誘導した。

サービス業については、コモ法では事業所統計等を推計資料としているのに対し、産出側ではサービス業基本調査を推計資料として採用している部門が多く、生産額に乖離がみられる部門があった。それらの部門については、産出側の生産額をもとに投入側の計数を再推計した後、産出側と調整を図った。

産出額のすべてが家計消費支出に振り向けられる部門（生命保険等）については、産出側の生産額を全面的に採用した。同様に、家計消費支出又は家計外消費支出のみに振り向けられる部門（喫茶店等）については、産出側の生産額を合計値として採用し、計数の配分等については、主として経済企画庁が行った。

9122-00 対家計民間非営利団体消費支出

1. 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報 (関係する部内資料を含む)	経済企画庁	
2	産業連関表(昭60年)	総務庁	

2. 生産額

資料1の「対家計民間非営利団体最終消費支出」の値を利用した。

なお、この値は、以下の各部門の産出額推計において、「国内生産額(CT) - 本部門以外の部門への産出額の計 = 本部門への産出額(※)」の算式で求められる※部分の値を合計したものであるという意味を持つ。

— 対家計民間非営利サービス生産者一覧 —

- 8211-021 学校教育(私立) ★
- 8213-021 社会教育(非営利) ★
- 8221-031 自然科学研究機関(非営利) ★
- 8221-041 人文科学研究機関(非営利) ★
- 8311-021 医療(非営利) ★
- 8312-021 保健衛生(非営利) ★
- 8313-021 社会保険事業(非営利) ★
- 8313-041 社会福祉(非営利) ★

8411-021 対家計民間非営利団体(除別掲) ★

3. 投入額

資料1の部内資料中にある「対家計民間非営利団体最終消費支出」の3区分(教育, 医療, その他)別の値を, 2.の産業連関表の対家計民間非営利サービス生産者9部門に配分した。配分にあたっては, 資料2中の該当する値をウェイトとして利用するなどした。

9130-10 中央政府消費支出

1. 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	歳入決算明細書 (元, 2年度)	大蔵省	
2	各省各庁歳出決算報告書 (元, 2年度)	"	
3	特別会計決算参照書 (元, 2年度)	"	
4	政府関係機関決算書 (元, 2年度)	"	
5	国民経済計算年報 (元, 2年)	経済企画庁	
6	産業連関表作成に関する基礎資料 —平成2年度において購入した物資及びサービスの内訳—	防衛庁	

2. 生産額

中央政府に分類される政府サービス生産者に該当する部門は以下のとおりである。これら各部門の生産額のうち中央政府分の活動にあたるものから、本部門以外の他の部門に対するサービスの販売額を引いたもの、つまり、各々の自己消費額を集計して国内生産額とした。

— 政府(中央)サービス生産者一覧 —

- 7179-041 航空付帯サービス(国公営) ★★
- 8111-011 公務(中央) ★★
- 8211-011 学校教育(国公立) ★★
- 8213-011 社会教育(国公立) ★★
- 8213-031 その他の教育訓練機関(国公立) ★★
- 8221-011 自然科学研究機関(国公立) ★★
- 8221-021 人文科学研究機関(国公立) ★★
- 8311-011 医療(国公立) ★★
- 8312-011 保健衛生(国公立) ★★
- 8313-011 社会保険事業(国公立) ★★

8313-031 社会福祉（国公立）★★

3. 投入額

資料1～6を利用した各部門の自己消費額の推計は以下のとおりである。

- (1) 7179-041 航空付帯サービス（国公営）  
（うち中央政府に分類されるもの）  
自己消費額＝生産額－施設利用者からの料金収入
- (2) 8111-011 公務（中央）  
自己消費額＝生産額－施設利用者からの料金収入
- (3) 8211-011 学校教育（国公立）  
（うち中央政府に分類されるもの）  
自己消費額＝生産額－学生生徒納付金
- (4) 8213-011 社会教育（国公立）  
（うち中央政府に分類されるもの）  
自己消費額＝生産額－入場料等の料金収入
- (5) 8213-031 その他の教育訓練機関（国公立）  
（うち中央政府に分類されるもの）  
自己消費額＝生産額－学生生徒納付金
- (6) 8221-011 自然科学研究機関（国公立）  
（うち中央政府に分類されるもの）  
自己消費額＝生産額－施設利用者からの料金収入
- (7) 8221-021 人文科学研究機関（国公立）  
（うち中央政府に分類されるもの）  
自己消費額＝生産額－施設利用者からの料金収入
- (8) 8311-011 医療（国公立）  
（うち中央政府に分類されるもの）  
自己消費額＝生産額－家計からの料金収入
- (9) 8312-011 保健衛生（国公立）  
（うち中央政府に分類されるもの）  
自己消費額＝生産額－施設利用者からの料金収入
- (10) 8313-011 社会保険事業（国公立）  
（うち中央政府に分類されるもの）  
自己消費額＝生産額
- (11) 8313-031 社会福祉（国公立）  
（うち中央政府に分類されるもの）  
自己消費額＝生産額－家計からの料金、措置費等の収入

9130-20 地方政府消費支出

1. 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	地方財政統計年報 (元, 2年度)	自治省	
2	地方公務員給与の実態	"	
3	地方公営企業年鑑 (元, 2年度)	"	
4	国民経済計算年報 (元, 2年)	経済企画庁	
5	産業連関表作成のため の平成2年度地方公共 団体財政支出内容調査	"	
6	産業連関表(60年)	総務庁	

2. 生産額

地方政府に分類される政府サービス生産者に該当する部門は以下のとおりであり、各部門の生産額のうち地方政府分にあたるものから他の部門に対するサービスの販売額を差し引いたもの、つまりそれぞれの自己消費額（地方政府分）を集計して生産額とした。

— 政府（地方）サービス生産者一覧 —

- 5211-031 下水道★★
- 5212-011 廃棄物処理（公営）★★
- 7179-021 水運付帯サービス（公営）★★
- 7179-041 航空付帯サービス（国公営）★★
- 8112-011 公務（地方）★★
- 8211-011 学校教育（国公立）★★
- 8213-011 社会教育（国公立）★★
- 8213-031 その他の教育訓練機関（国公立）★★
- 8221-011 自然科学研究機関（国公立）★★
- 8221-021 人文科学研究機関（国公立）★★
- 8311-011 医療（国公立）★★
- 8312-011 保健衛生（国公立）★★
- 8313-011 社会保険事業（国公立）★★
- 8313-031 社会福祉（国公立）★★

3. 投入額

- (1) 地方政府に分類される政府サービス生産者に属する各部門の生産額から、資料1から算出した他の部門に対する非商品販売額を差し引き、各部門ごとの自己消費分を推計した。
- (2) (1)の作業は1968SNAの年次推計作業と重複するので、その際算出した値を使用することとし、下水道、廃棄物処理、医療については、SNAの年次推計で求めた額を

そのまま用いるが、学校教育及び公務についてはIOベ-スへ転換するために調整を行った。

- (3) 上記以外の項目については、資料6の投入額を参考にしながら、最終的な投入額を推計した。

9141-00 国内総固定資本形成（公的）

9142-00 国内総固定資本形成（民間）

1. 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報	経済企画庁	
2	産業連関表（60年）	総務庁	
3	資本財機器産業別需要構造調査結果表	通商産業省	
4	平成2年産業連関表部門別品目別国内生産額表	総務庁	
5	平成2年産業連関表輸出、輸入及び関税統計組替集計結果表	“	組替集計

2. 生産額

資本形成部門にとって、コントロール・トータルはない。各内生部門の投入側と産出側両者のバランスがとれた段階で、各商品の取引額を合計したものが資本形成の総額となる。

3. 投入額

一次推計値は、以下の方法で推計した。

- (1) コモ法の推計値を産業連関表の行部門に対応させて、取引額とした。
- (2) 成長増大分等、部門別品目別国内生産額が推計された段階で、確定値となる部門については修正した。

4. 備考

- (1) 概念・定義の変更（昭和60年表-平成2年表）

ア 単価が10万円から20万円に変更された。

イ プラントエンジニアリング業（その他の対事業所サービス）の生産活動が今回表から捉えられた。この産出先は、全額が資本形成である。

エンジニアリング業については、単独部門ではなく「その他の対事業所サービス」に含まれている。

産出先は全額が資本形成であるが、下水道プラントのような環境衛生プラントは公的資本形成とし、その他は民間資本形成に計上した。

なお、国連の1988SNAでは、プラントエンジニアリング業に相当するような据付工事費も資本形成に含

むとしている。

(2) 機械投資

産出側との調整は、公的と民間の合計値で行った。機械製品の場合、部門別品目別国内生産額表と貿易統計表を参考にして調整した。考え方は、部品は自部門で取引されるか機械修理業に購入されるか輸出されるかのいずれかであり、資本形成されない。資本形成されるのは完成品であるという考え方である。

公的と民間とに分割する際には、資本財機器産業需要先調査の情報を基に行った。乗用車の分割は、自販連の職業別新車登録台数を利用して行った。

9150-10 生産者製品在庫純増

9150-20 半製品・仕掛品在庫純増

9150-30 流通在庫純増

9150-40 原材料在庫純増

9150-50 所在不明在庫純増

1. 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報	経済企画庁	
2	産業連関表（60年）	総務庁	
3	工業統計表	通商産業省	組替集計
4	生産動態統計	“	
5	商業動態統計	“	

2. 投入額

- (1) 初期値の入り

初期値入力時に、工業統計表組替結果表がとりまわっていたため、半製品・仕掛品在庫は組替結果表の数値を採用しその他はコモ値を入力した。

- (2) 在庫品評価調整について

在庫品の概念定義によれば「期中における物量増減を年間平均の市中価格で評価したもの」であり、工業統計年表等から求めた在庫額は、年間平均価格で評価し直す。

- (3) 製品在庫と半製品・仕掛品在庫について、大部分は工業統計表の組替結果を基礎にしたが、生産動態統計等で数量がとれる品目については、その数量に生産額表の単価を乗じて在庫額を推計した。

- (4) 原材料在庫と流通在庫は、法人季報等を基に推計した。商業動態統計の「手持商品額」等で把握できる商品群の動きを各商品にも適用する、などの方法を取りながら、産出側との調整を行った。

[付] 在庫品評価調整

国民経済計算で求める在庫投資は、数量的な在庫

変動の測定であり、生産活動によらない単なる時間の経過に伴う価値額の増減は、除去しなくてはならない。在庫投資の推計に工業統計表や商業統計表を利用する場合、これらの計数は、企業会計に基づく在庫投資額であるから、商品の数量変化とともに価格変化が含まれており、物価変動に起因するキャピタルゲインやロスを含むこととなる。さらに、企業における在庫の評価方法はまちまちであり、この点からも在庫品評価調整の必要がある。コモ法における在庫品評価調整法では、在庫変動率算定の際に評価調整を織り込んでいる。すなわち、製品在庫変動率は、製品在庫増減額を出荷額で除して求めるが、製品在庫増減額を事前に在庫品評価調整してから、製品在庫変動率を求めている。

## 9212-00 輸出（直接購入）

### 1. 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	国際収支表	日本銀行	
2	第30出入国管理統計年報	法務省	
3	訪日外客消費額調査	国際観光振興会	
4	家計調査年報	総務庁	

### 2. 生産額

観光・訪問等旅行者消費と外交団・隊員個人消費に分けて推計した。

#### (1) 観光・訪問等旅行者消費

資料1「旅行」を資料2の入国外国人の渡航目的及び滞在期間（1年未満の国内滞在者のみ対象）より作成した按分比率を用いて業務渡航等と観光・訪問者消費に分割した。

#### (2) 外交団等・隊員個人消費

資料1「公的部門取引」の内「外交団等消費」と「隊員個人支出」の額。

(1)(2)を合計して直接購入（輸出）総額とした。

### 3. 投入額

観光・訪問等旅行者消費と外交団・隊員個人消費に分けて推計した。

#### (1) 観光・訪問等旅行者消費

訪日の目的・人種（国別）・社会的地位及び滞在期間等により、消費構成は異なるが、データ上の制約から資料3に基づき、まず大まかな費目（物品購入、宿泊、飲食、娯楽、運輸、その他）に分割し、それらの各費目別

の消費額を、該当すると思われる産業連関表基本分類の生産額をウェイトとして分割した。

#### (2) 外交団等・隊員個人消費

資料4の年間収入5分位階級の最高位（年間収入914万円以上）の消費構成を参考に推計した。

## 9412-00（控除）輸入（直接購入）

### 1. 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	国際収支表	日本銀行	
2	第30出入国管理統計年報	法務省	
3	訪日外客消費額調査	国際観光振興会	
4	家計調査年報	総務庁	

### 2. 生産額

観光・訪問等旅行者消費と外交団等消費に分けて推計した。

#### (1) 観光・訪問等旅行者消費

資料1「旅行」を、資料2の帰国日本人の渡航目的及び滞在期間（1年未満の海外滞在者のみ対象）より作成した按分比率を用いて業務渡航等と観光・訪問者消費に分割した。

#### (2) 外交団等・隊員個人消費

資料1の「公的部門取引」のうち「外交団等消費」の額。

(1)(2)を合計して直接購入（輸入）総額（CT）とした。

### 3. 投入額

観光・訪問等旅行者消費と外交団等消費に分けて推計した。

#### (1) 観光・訪問等旅行者消費

居住者の海外消費も非居住者の国内消費と同様、それぞれの条件により消費構成は異なるが、データ上の制約から、来日する非居住者の国内消費構成に準じて資料3に基づき、大まかな費目（物品購入、宿泊、飲食、娯楽、運輸、その他）に分割し、それらの各費目別の消費額を、該当すると思われる産業連関表基本分類の生産額の構成比で割り振った。

#### (2) 外交団等・隊員個人消費

資料4の年間収入5分位階級の最高位（914万円以上）の消費構成を参考に推計した。

## 2 総務庁担当部門

### 貿易関係一般

平成2年表においては、対外的な経済取引を「居住者而非居住者における財貨と非要素サービスの取引」と規定し、これを普通貿易（輸出・輸入別）、特殊貿易（輸出・輸入別）及び直接購入（輸出・輸入別）並びに関税及び輸入品商品税の各部門に表示した。

具体的には、「普通貿易」には財貨の取引を記録している。「特殊貿易」には、非要素サービスの取引及び普通貿易で扱われない財貨（船機用品、業務渡航者の購入する財貨及び非要素サービス、在日外国駐留軍の調達する財貨及び非要素サービス等）を記録し、また、「直接購入」には、居住者家計が海外で消費する財貨・サービス（外交官個人消費、観光・訪問等旅行者消費等）及び非居住者家計が日本国内で消費する財貨・サービス（在日外交官個人消費、在日外国駐留軍の隊員個人消費等）を記録している。

また、普通貿易の輸入財貨に係る関税及び内国消費税としての消費税については、前者を「関税」、後者を「輸入品商品税」として扱った。

なお、産業連関表では、国内概念を採用している。このため、日本国内にある外国企業、海外にある日本国政府の公館等は国内であり、これらとの取引は、居住者間の取引として扱われ、貿易とはならない。逆に、日本国内にある外国公館や駐留軍等は海外、すなわち非居住者として扱い、これらとの取引は、貿易（特殊貿易、直接購入）となる。

### 9211-10 輸出（普通貿易）

#### 1. 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	普通貿易統計	大蔵省関税局輸出課	磁気テープ
2	日本貿易月表	日本関税協会	

#### 2. 生産額

資料2による輸出総額から、映画用等フィルム（特殊貿易でフィルム賃貸料として計上）、総トン数が500トン以上の鋼船の再輸出入額を控除（当初から貿易取引がなかったものとみなした）し、輸出額合計とした。

#### 3. 投入額

部門別の輸出額は、資料1のHS品目（10桁）を産業連関表の基本分類（7桁）に対応させ、それをコンバーターとして組替集計した（計数編(2)産業連関表-貿易統計コード対応表を参照）。

なお、普通貿易統計の輸出額は、FOB価格（本船渡し価格）で評価されたものであり、購入者価格評価表では部門別の輸出額をそのままの形で利用できるが、生産者価格評価表では、FOB価格から国内流通経費（生産事業所から本船までに要した商業マージン及び貨物運賃）を控除した生産者価格で評価する必要がある。

FOB価格を生産者価格へ転換する方法として、

- ① 卸売マージン率、国内貨物（道路、港湾）運賃率については、行部門ごとの暫定実運賃・マージン率（行別運賃・マージン額を各セルの運賃・マージン非対象率分を控除した取引額合計で除した値）に各財貨の直接輸出比率を控除したのち調整し、次いで、各種の情報を用いてそれらの商業マージン率・運賃率に必要な修正を加えた上で、それらをFOB価格に乗じて輸出に係る部門別商業マージン額・運賃額を求めた。
- ② 国内貨物（沿海、航空）運賃率については、利用していると考えられる行部門を特定し、運賃額を輸出金額比で按分し、必要な修正を加えた。
- ③ 国内貨物（鉄道、通運、倉庫）運賃は、0とした。そして、それらをFOB価格から控除して生産者価格ベースの輸出額とした。

#### 4. 留意すべき点

小額貨物（1件当たり20万円以下）の輸出額は、資料の制約から把握できないため生産額に含めていない。

### 9411-10（控除）輸入（普通貿易）

#### 1. 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	普通貿易統計	大蔵省関税局輸出課	磁気テープ
2	日本貿易月表	日本関税協会	

#### 2. 生産額

資料2による輸入総額から、映画用等フィルム（特殊貿易でフィルム賃貸料として計上）、総トン数が500トン以上の鋼船の再輸出入額を控除（当初から貿易取引がなかったものとみなした）し、輸入額合計とした。

#### 3. 投入額

部門別の輸入額は、資料1のHS品目（10桁）を産業連関表の基本分類（7桁）に対応させ、それをコンバーターとして組替集計した（計数編(2)産業連関表-貿易統計コード対応表を参照）。

#### 4. 留意すべき点

小額貨物（1件当たり20万円以下）の輸入額は、資料の

制約から把握できないため生産額に含めていない。

なお、産業連関表では、輸入額は生産者価格評価表及び購入者価格評価表ともCIF価格で評価しているため、輸出におけるような商業マージン額・運賃額の控除は行わない。

### 9420-00 (控除) 関税

#### 1. 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	日本貿易月表	日本関税協会	磁気テープ

#### 2. 生産額及び投入額

関税は、輸入品に係るものであるため、普通貿易(輸入)と同様、資料1を組替集計して、投入額合計をもって、生産額とした。

#### 3. 留意すべき点

小額貨物(1件当たり20万円以下)の輸入額は、資料の制約から把握できないため生産額に含めていない。

### 9430-00 (控除) 輸入品商品税

#### 1. 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	国税庁統計年報書	国税庁長官官房企画課	
2	日本貿易月表	日本関税協会	

#### 2. 生産額

(1) 酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油税

資料1により各税の「税関分課税状況」の税額を求め、次により暦年補正を行って推計した。

(暦年補正式)

$$2\text{年値} = \text{平成元年度値} \times 1/4 + 2\text{年度値} \times 3/4$$

(2) 消費税

行部門ごとに、下記の式により消費税額を求め(投入額)、合計をもって生産額とした。

$$[(\text{普通貿易の輸入額}) + (\text{関税額}) + (\text{消費税以外の輸入品商品税額})] \times (\text{税率})$$

(税率は、「3511-011乗用車」は0.06、ほかは0.03である。)

#### 3. 投入額

消費税については、上記2.(2)のとおりである。その他

の各税については、品目別課税額を生産額と同様の方法により推計し、産業連関表部門分類に対応させた。ただし、石油税については、生産額を資料2から求めた油種別輸入額比により按分し、産業連関表部門分類に対応させた。

### 9211-20 輸出(特殊貿易)

### 9411-20 (控除) 輸入(特殊貿易)

#### 1. 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	国際収支明細表	大蔵省国際金融局調査課	
2	海上輸送の現況	運輸省海上交通局外航課	
3	航空輸送統計年報	運輸省運輸政策局情報管理部	
4	一般旅行業取扱実績等報告	運輸省運輸政策局観光部	
5	エネルギー生産・需給統計年報	通商産業大臣官房調査統計部	
6	造船造機統計年報	運輸省運輸政策局情報管理部	
7	機械統計年報	通商産業大臣官房調査統計部	
8	出入国管理統計年報	法務大臣官房司法法制調査部調査統計課	
9	沖縄の米軍基地が地域経済に与える影響調査報告書(63年)	沖縄開発庁沖縄総合事務局総務部調査企画課	
10	沖縄の米軍及び自衛隊基地(資料編)	沖縄県総務部知事公室	
11	訪日外客消費額調査	(株)国際観光振興会	
12	JTB-REPORT	(株)日本交通公社	
13	新車登録台数年報	日本自動車販売協会連合会	

#### 2. 生産額

原則として、資料1「国際収支明細表」のうち直接購入と要素サービスの受払いを除いたもの、すなわち「国際収支明細表(1)、(2)、(5-1)及び(5-2)」の各表が生産額推計の範囲となり、「受」=輸出、「払」=輸入として記録されるが、以下のような例外がある。

(1) 産業連関表では、輸出は本船渡しのFOB価格、輸入



は運賃・保険料を含むCIF価格で評価されているため、海上等における運賃・保険は国内のサービス受取とみなされない。したがって、概念定義上、貨物運賃・保険に関しては、本邦運輸(保険)業者の受取った貨物運賃(ネット保険料)収入を、すべて貨物運賃、貨物保険の輸出に計上する。また、輸入については、CIF価格評価のため、運賃・保険というサービスの輸入は考えない。このため国際収支表における「払」の額は、輸入(特殊貿易)の生産額には含まれない(注:部門別概念・定義・範囲参照)。

- (2) 旅行については、業務目的の旅行のみが特殊貿易の範囲であり、観光等は直接購入となって当部門には含まれない。国際収支明細表(3)「貿易外-旅行」は、その両方を含んでいるため、資料8「出入国管理統計年報」の出入国者数を基礎として作成した按分比率を、経済企画庁と協議のうえ決定し、業務旅行の生産額を推計した。
- (3) 国際収支明細表(5-1)「貿易外-その他(公的部門取引)」のうち、外交団等消費は、特殊貿易の範囲としない。また、軍関係のうち、現地要員賃金及び隊員個人消費は、それぞれ要素サービスの輸出及び輸出(直接購入)となるので、特殊貿易の範囲外である。
- (4) 国際収支明細表(5-2)「貿易外-その他(民間部門取引)」のうち、「1.労働所得」、「2.特許権使用料」、「3-(6)建設活動」は要素サービスの取引であり、特殊貿易の範囲外である。また、「3-(3)事務所経費」、「3-(8)クレーム」及び「3-(10)仲介貿易ネット受取額」も含めない。
- (5) 貨物運賃(船舶)、旅客運賃(船舶)、用船料(船舶)及びその他運賃(船舶)の輸出については、国際収支明細表には外国用船による収入が含まれていないため、資料2に基づく運輸省推計値を用いた。
- (6) 船用油については、資料3及び資料5により推計した値を用いた。

なお、円換算については、経済企画庁が国民経済計算作成のために使用したレートの月次系列を用いた。

### 3. 投入額

国際収支明細表の項目と産業連関表部門分類が1対1に対応していないものについては、各種の資料を使用して分割係数を決定して推計した。

業務旅行については、輸出は資料11の訪日目的別消費額を用い、輸入は資料12の旅行目的別旅行費用を用いて宿泊費、飲食費等に分割し、さらに輸入のうち買物費については、資料12に基づく部門別の細分を行い、投入額推計値とした。

軍関係については、資料6、7、9、10、及び13などを

用い、出来るかぎり部門別の推計を行った。

また、民間部門取引のうち旅行手数料の推計は、資料4によった。

## 第3節 粗付加価値部門

### 1 労働省担当部門

9311-000 賃金・俸給

9312-000 社会保険料(雇用主負担)

9313-000 その他の給与及び手当

基本表における粗付加価値中の雇用者所得は、原則として、雇用者数×雇用者1人当たり賃金を基礎に推計したものであり、ここでは、その根拠となった従業者数の推計を含めて雇用者所得の推計方法の概要を述べる。

#### 1. 推計資料

利用した主な資料は次のとおりであるが、このほか、直接、各省庁、公社公団等から電話等により情報を入手して活用した。

資 料 名	出 所
事業所統計調査	総務庁統計局
国勢調査	"
就業構造基本調査	"
労働力調査	"
科学技術研究調査	"
住宅統計調査	"
一般職国家公務員在職状況統計表	総務庁人事局
特別職在職状況統計表	"
給与支払状況統計報告	"
特殊法人要覧	総務庁
国民経済計算	経済企画庁
毎月勤労統計調査	労働省
賃金時間制度等総合調査	"
賃金構造基本統計調査	"
林業労働者職種別賃金調査	"
農家経済調査	農林水産省
総合農協統計	"
農業生産費調査	"
漁業経済調査	"
国有林野事業労務統計	"
世界農林業センサス	"
本邦鉱業の趨勢	通商産業省
工業統計月報	"